

2020年9月4日

民放在京キー局5社

民放テレビ事業者による「広告型無料動画配信」の現状

1. 配信コンテンツ（番組）の種別

- a. 放送直後に配信する「見逃し」 ※「コーナー配信」も含む
- b. 放送した（している）番組の番宣目的で、放送はしないが配信のみする「（数話）ダイジェスト」「ナビ」など
- c. 放送前に配信する「配信先行」
- d. シリーズ旧作やキャスト・作家つながりの「前撮り過去物」
- e. 放送中のドラマやバラエティの「スピンオフ」
- f. 配信直前の放送はないが、過去に放送されたものによる“改編端境期”の「穴埋め」
- g. 放送されない「配信オリジナル」
- h. 「見逃し」番組に、カットしたシーンなどを付加した「ディレクターズカット」
- i. 放送文化大賞などの受賞作品 ※通常は参画していないローカル局の番組を含む

2. 自社（プラットフォーム）での配信 ※TVerは自社配信扱い

- 在京キー5社及び在阪5社は自社コンテンツを自社でCM販売している
- 在京キー各局は、自社系列ローカル局やBS局のコンテンツもまとめてCM販売
- ローカル局が自社プラットフォームで自社コンテンツを無料配信しているケースもある
（一例）HBC HTVなど
- 在名4局（名古屋テレビ放送を除く）では、共同プラットフォーム「Locipo」で見逃し配信等を実施

3. 外部プラットフォーム（シンジケーション）での配信

- GYAO! (Yahoo!)
 - ニコニコ動画
 - ABEMA
- ※ “本店” で配信するもの全てではない
- ・ 本編動画を外部シンジケーションのサーバーに取り込み配信
 - ・ CMは“本店”と同様に局が一元的に販売

以 上

放送コンテンツの同時配信等における 権利処理円滑化に関する制度設計の要望

2020年9月4日
民放在京キー局5社

1. 権利処理を円滑化するためには

- 同時配信等の権利処理を難しくさせている最大の要因は、「放送」と「配信」で権利が分かれていることによって、別途の権利処理が発生することです。同時配信等については、放送と同等、もしくは放送に付随するサービスとして、権利処理が放送と一体でワンストップで出来るようになることを民放在京キー局 5 社は望んでいます。
- 放送と同時配信等の権利処理がワンストップでできない現状においては、放送では許諾が得られても同時配信等では許諾が得られないという理由から、いわゆる映像・音声の「フタ被せ」処理を行わざるを得ない素材が数多く発生します。

2. 放送番組の同時配信等にかかる権利処理の課題

○著作権法上放送と同時配信等では異なる取扱いから生じる課題

①借用素材の権利処理

写真、記事、映像等の借用素材の分野においては、集中管理を行う大きな権利者団体が存在しないため、配信にあたっては、1件1件個別に許諾を得て、条件や対価の交渉を行わなければならない。NG素材ではフタ被せが発生し、放送と比べて著しく情報の不足した番組が配信されることに。

②楽曲の支分権管理

楽曲は、演奏、放送、映画、ビデオグラム、配信というように、管理区分ごとに管理が分かれていて、同じ楽曲でも、放送と配信では管理事業者が異なっていたり、配信については個人管理をしていたりするケースがある。

③外国曲のシンクロ権

放送番組の配信二次利用における外国曲の利用に関しては、個別のシンクロ権の処理を行わずとも、多くの外国曲について包括的な処理が出来る仕組みが作られているが、「同時配信については、その仕組みは適用されない」との指摘を受けている。

④アウトサイダーの処理

同時配信等にあたって、権利者団体と包括契約を取り交わしていた場合でも、権利者団体に属さないアウトサイダーについては、個別の許諾が必要となる。

⑤実演家の再放送許諾

再放送を行う際に、配信では実演家から別途の許諾を得る必要がある。

⑥放送のみ許される権利制限

「放送のための一時的固定」等、放送では権利者の許諾なく可能となっていることが同時配信等では不可能となっている規定が存在する。

○制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる課題

⑦専属解放

レコード会社とアーティストによる専属実演家契約により、アーティストの歌唱・演奏シーンを配信する場合に、レコード会社から専属解放の申請と申請に伴う対価を求められる。この問題により、各社の見逃し配信や有料配信においても、現状、音楽番組はほとんどラインナップに上がっていない。

⑧スポーツ・音楽イベント等の中継権／映画・外画ドラマ等の放送権

放送と配信では権利者や交渉窓口が異なっていることがある。配信権の権利を既に第三者に独占的に許諾している場合には、同時配信等の権利を取得することは現行法上の整理では、おそらく不可能。

⑨権利処理の作業負荷

権利処理に係る作業は、現状の二次利用でも負担が大きく、深刻な問題。

3. 同時配信等のサービス範囲

◆多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保できるように

- * 一定期間のなかでリニア放送と意図して時間をずらし配信する「追っかけ再生」や、一定期間の見逃し配信等を含めること
- * 同時配信等については放送との地域の同一性は問わないこと
- * 契約・その他の問題によるフタ被せや差し替えも想定されることから、完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないこと
- * CMについては放送においてもスポンサーの要望や事情に応じて地域別差し替えを行っていることから、配信における差し替えも容認すべきであること

3. 同時配信等のサービス範囲

○サービスの期間

放送に付随するサービスとして、一定期間の見逃し配信までは、制度改正によって権利処理の円滑化が図られることが望ましい。放送休止の場合や、番組編成の切り替わり、月1回放送の特別番組等を考慮し、1ヶ月程度の「見逃し配信」を権利処理円滑化の対象期間としていただきたい。

○配信プラットフォーム

放送事業者が運営に関わっていない外部プラットフォームで同時配信等を実施する可能性もあるため、プラットフォームで対象範囲を識別するのではなく、放送事業者が主体的に同時配信を実施しているサービスか否かで識別するよう検討いただきたい。

4. 裁定制度について

平成30年著作権法改正で、国や地方公共団体、NHK等について事前の供託が免除となり、著作物等の流通促進の面で大きく前進した一方で、民間事業者等については免除が認められていない。

裁定制度については、手続きの簡便化とともに、NHKと同様に民放局も補償金の供託免除の対象とすべきと考える。